

## 新潟市食料供給力向上支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市食料供給力向上支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、食品産業で使用される輸入原材料の価格が高騰していることから、食料供給力向上に向けた市内産農産物の生産拡大を目的に、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (事業主体)

第3条 本事業の事業主体は、新潟市内に住所を有し、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）における水田活用の直接支払交付金の交付対象となる販売農家又は集落営農とする。

### (事業の内容および実施基準)

第4条 事業の内容及び実施基準は別表に定めるとおりとする。

### (交付申請および実績報告)

第5条 事業主体は、補助金の交付申請および実績報告をしようとする場合は、新潟市食料供給力向上支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）を、令和6年1月31日までに市長に提出するものとする。

### (交付決定および額の確定)

第6条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、事業主体に新潟市食料供給力向上支援事業費補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(適正な執行のための措置)

第7条 市長は、事業主体がその責めに帰すべき理由により、規則またはこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。

別表（実施内容及び実施基準）

事業名	事業実施主体	補助率等	事業内容	実施基準																		
新潟市食料供給力向上支援事業費補助金	販売農家又は集落営農	定額	<p>食料供給力向上に向けて対象作物の生産拡大に取り組む農業者を支援する。</p> <p>・令和5年度の水田活用の直接支払交付金の交付対象水田での作付けが対象</p>	<p>1 補助対象者 令和5年産において、対象作物の作付面積が前年産より10アール以上拡大したものとする。</p> <p>2 補助対象作物および補助金の額 前年産からの作付拡大面積に応じて助成する。</p> <table border="1" data-bbox="996 611 1626 1121"> <thead> <tr> <th data-bbox="996 611 1272 715">対象作物</th> <th data-bbox="1272 611 1626 715">10アールあたりの補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="996 715 1272 762">大豆</td> <td data-bbox="1272 715 1626 762">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 762 1272 810">そば</td> <td data-bbox="1272 762 1626 810">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 810 1272 858">飼料作物</td> <td data-bbox="1272 810 1626 858">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 858 1272 906">WCS用稲</td> <td data-bbox="1272 858 1626 906">14,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 906 1272 954">たまねぎ</td> <td data-bbox="1272 906 1626 954">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 954 1272 1002">麦（大麦・小麦）</td> <td data-bbox="1272 954 1626 1002">11,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1002 1272 1050">米粉用米</td> <td data-bbox="1272 1002 1626 1050">14,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1050 1272 1098">えだまめ</td> <td data-bbox="1272 1050 1626 1098">14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 申請手続等の委任について 事業実施主体は、交付申請等の手続きおよび補助金の受領について、生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）第4で規定される認定生産調整方針作成者に委任することができる。その場合は、委任した者の確認書（別記様式第2号）を添えて申請すること。</p>	対象作物	10アールあたりの補助単価	大豆	11,000円	そば	11,000円	飼料作物	11,000円	WCS用稲	14,000円	たまねぎ	20,000円	麦（大麦・小麦）	11,000円	米粉用米	14,000円	えだまめ	14,000円
対象作物	10アールあたりの補助単価																					
大豆	11,000円																					
そば	11,000円																					
飼料作物	11,000円																					
WCS用稲	14,000円																					
たまねぎ	20,000円																					
麦（大麦・小麦）	11,000円																					
米粉用米	14,000円																					
えだまめ	14,000円																					

令和 年 月 日

(宛名) 新潟市長

申請者 住所  
氏名

新潟市食料供給力向上支援事業費補助金 交付申請書兼実績報告書

下記のとおり、新潟市食料供給力向上支援事業費補助金の交付を受けたいので、要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、あわせて実績を報告します。

記

- 1 交付申請額及び実績報告額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の目的  
食品産業で使用される輸入原材料の価格が高騰していることから、令和5年産の作付面積を拡大することで、食料供給力向上を図る。
- 3 補助対象経費  
新潟市食料供給力向上支援事業 実績書のとおり
- 4 情報の公表の状況  
請求に基づき随時公表
- 5 添付資料  
新潟市食料供給力向上支援事業 実績書

別記様式第2号

委任した者の確認書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

住所

氏名

委任状により、新潟市食料供給力向上支援事業費補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限ならびに返還に関する事務を当方にまとめて委任した者

〇〇 〇〇〇 外 〇〇〇名

なお、委任した者の名簿ならびに個々の農業者の委任状については当方で保管している。

令和 年 月 日

様

新潟市長

新潟市食料供給力向上支援事業費補助金 交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日付で交付申請兼実績報告のあった新潟市食料供給力向上支援事業費補助金について、下記のとおり交付の決定をし、確定したので要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

- ・新潟市食料供給力向上支援事業交付要綱の定めによる。

食料供給力向上支援事業 実績書

認定方針 作成者 (委任の場合のみ記載)	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
	住所 (法人にあっては所在地)	

補助事業者（農業者等）		対象作物	取組面積(a)		補助対象面積(a)	助成単価(円/10a)	助成金額(単位：円)
氏名	住所		令和4年産	令和5年産			
		大豆				11,000	
		そば				11,000	
		飼料作物				11,000	
		WCS用稲				14,000	
		たまねぎ				20,000	
		麦				11,000	
		米粉用米				14,000	
		えだまめ				14,000	
		小計				-	
		大豆				11,000	
		そば				11,000	
		飼料作物				11,000	
		WCS用稲				14,000	
		たまねぎ				20,000	
		麦				11,000	
		米粉用米				14,000	
		えだまめ				14,000	
		小計				-	
		大豆				11,000	
		そば				11,000	
		飼料作物				11,000	
		WCS用稲				14,000	
		たまねぎ				20,000	
		麦				11,000	
		米粉用米				14,000	
		えだまめ				14,000	
		小計				-	
		大豆				11,000	
		そば				11,000	
		飼料作物				11,000	
		WCS用稲				14,000	
		たまねぎ				20,000	
		麦				11,000	
		米粉用米				14,000	
		えだまめ				14,000	
		小計				-	
合計						-	

(注1) 補助対象面積は、1a未満切捨てにより算定する。